




特定建設作業実施届出書の手引き

令和6年1月

船橋市内において、建設工事に伴って著しい騒音・振動を発生させる作業（特定建設作業）を行う場合は、作業の種類や施工する地域に応じ騒音規制法、振動規制法及び船橋市環境保全条例に基づく事前の届出が必要です。

届出は、市役所環境保全課での窓口届出と、船橋市オンライン申請・届出システムを利用したオンライン届出の2通りが可能です。

	窓 口 届 出	オンライン届出
届 出 方 法	以下の書類を 正副2部 作成し、環境保全課窓口へ提出します（受付後、副本はお返しします。）。 届出書は市ホームページにてダウンロードできます。	<p>(1) 船橋市オンライン申請・届出システムの利用者登録をします。</p> <p>(2) (1) のシステムにログインし、検索キーワードで「特定建設作業」を検索します。</p> <p>(3) 画面の指示に従って、特定建設作業の内容について入力を行い、オンライン届出します</p> <p>注: オンライン届出の場合、<u>届出書の作成は不要です。</u> 届出書記載事項はフォーム上で入力し、左記の添付書類(③を除く。)の pdf ファイルをアップロードします。</p> 
	<p>届出書</p> <p>特定建設作業実施届出書 「騒音規制法」「振動規制法」「船橋市環境保全条例」の3つの様式のうち必要なもの。</p> <p>添付書類</p> <p>①案内図(現場周辺が確認できる縮尺のもの) ・現場をマーキング</p> <p>②工事の全体工程表 ・特定建設作業に該当する期間をマーキング</p> <p>③念書</p> <p>④現場拡大図(事業場内の一部分にて作業を行う場合等に添付)</p> <p>⑤工事内容説明済み書(付近 30m を目安) ・案内図に説明範囲をマーキングしても可</p> <p>⑥工事のお知らせ文書(チラシなど) ・口頭説明の場合には省略可</p> <p>⑦その他必要な書類 道路使用許可を受けて行う夜間作業等の場合 →道路使用許可書</p>	
届 出 期 限	作業開始の7日前まで(中7日、8日前の夕方5時まで)の届出（提出は開庁日に限る。）。	作業開始の7日前まで (中7日、8日前の23時59分まで)の届出。

船橋市役所 環境部 環境保全課

TEL : 047-436-2452

FAX : 047-436-2446

1 規制対象作業

騒音規制法、振動規制法及び船橋市環境保全条例に定める規制対象地域内で特定建設作業を行う場合に届出が必要となります。

特定建設作業の種類	法令(カッコ内の数字は項番号)				備考
	騒音 規制法	振動 規制法	環境保全条例		
			騒音	振動	
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	○(1)	○(1)	○(1)		打撃式、振動式(バイブロハンマー)のもの。ただし、もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く。
びょう打機を使用する作業	○(2)	—	○(2)	—	高張力ボルト締めのもの。
インパクトレンチを使用する作業	—	—			
さく岩機を使用する作業 ※	○(3)	—	○(3)	—	ブレーカー、電動ピック等(注:手持式以外は◆印にも該当)。
空気圧縮機を使用する作業	○(4)	—	○(4)	—	電動機以外で、原動機の定格出力が15kW以上のもの。 さく岩機の動力として使用する場合は除く。
コンクリートプラントを設けて行う作業	○(5)	—	○(5)	—	混練機容量0.45 m ³ 以上のもの(モルタル製造作業は除く)。
アスファルトプラントを設けて行う作業					混練重量200kg以上のもの。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	○(2)	○(6)		
舗装版破砕機を使用する作業 ※	—	○(3)	○(7)		ドロップハンマー車を使用するもの。
◆ブレーカーを使用する作業 ※	—	○(4)	○(8)		手持ち式は除く。
バックホウを使用する作業	○(6)	—	—		原動機の定格出力が80kW以上のもの(注:80kW未満は★印に該当)。
トラクターショベルを使用する作業	○(7)	—	—		原動機の定格出力が70kW以上のもの(注:70kW未満は★印に該当)。
ブルドーザーを使用する作業	○(8)	—	—		原動機の定格出力が40kW以上のもの(注:40kW未満は★印に該当)。
★ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業	—	—	○(9)		定格出力及び低騒音型・超低騒音型に関わらず、全機種が対象。 ただし、騒音規制法に基づく届出がされたものを除く。
振動ローラーを使用する作業	—	—	○(10)		

※ 1日の当該作業の2地点間の距離が50mを超えないものに限る。

・騒音規制法又は振動規制法の届出をする場合、同一の作業に対する環境保全条例の届出は不要です。

・作業がその作業を開始した日に終わるものは規制対象外です。

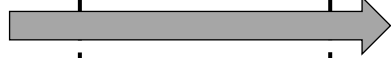
機械・工法

作業場所

必要な届出

ハン打機、ハン抜機又はハン打ハン抜き機を使用する作業

もんげん・アースドリル・セメントミルク工法
リバースサーキュレーションドリル・
オールケーシング掘削機・圧入式くい打くい抜機
中掘拡大先端根固め工法 etc.



届出不要

アースオーガー併用による打撃



指定地域内



振動規制法



指定地域外



騒音規制法・
振動規制法

直接打撃・振動による工法
ドロップハンマー(もんげんで重錘の引き上げに
機械力を用いるものを含む)・スチームハンマー・
エアハンマー・油圧ハンマー・ディーゼルハンマー・
振動パイルドライバー・パイルエクストラクター・
パイプロハンマー etc.



指定地域内



騒音規制法・
振動規制法



指定地域外



環境保全条例

びょう打機を使用する作業



指定地域内



騒音規制法



指定地域外



環境保全条例

インパクトレンチを使用する作業



市内全域



環境保全条例

さく岩機を使用する作業
ハンドブレイカー・ジャイアントブレイカー・
電動ピック・ハンマードリル(打撃)
※指定地域内でジャイアントブレイカーを
使用する場合は◆ブレイカーも必要



指定地域内



騒音規制法



指定地域外



環境保全条例

◆ブレイカーを使用する作業
ジャイアントブレイカー



指定地域内



振動規制法



指定地域外



環境保全条例

ブルドーザー、パワーショベル、
バックホウを使用する作業



低騒音型・
超低騒音型



環境保全条例



低騒音型・
超低騒音型以外



騒音規制法

振動ローラーを使用する作業



市内全域



環境保全条例

2 規制対象地域（平成15年船橋市告示第65・69号）

都市計画法における用途地域	規制対象である場合○		
	騒音 規制法	振動 規制法	環境保 全条例
第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	○	○	○
工業専用地域	○	×	○
【市街化調整区域のうち指定した以下の地域※】 旭町1・3～6、東町、市場2・5、大穴北1、大穴北8の一部、大穴町、大穴南2・4・5、大穴南3の一部、金杉1～4・8・9、金杉町、高野台4・5、米ヶ崎町、新高根1、駿河台1・2、高根町、夏見1・5・7、夏見台2・4・6、夏見町2、飯山満町1・2、藤原5～8、二和西2～6、二和東1～5、馬込町、松が丘2の一部、三咲1・3～9、三咲町、南三咲4、みやぎ台1～4、八木が谷2～5、八木が谷町の一部、薬円台3	○	○	○
上記いずれにも該当しない地域	×	×	○

3 一号区域、二号区域の別

(1) 騒音（騒音規制法及び船橋市環境保全条例）（平成15年船橋市告示第66号・67号）

一号区域	○第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域のうち指定した地域（2の表中※を参照。）、第一特別地域、第二特別地域 ○工業地域（第一・二特別地域を除く。）及び工業専用地域（第二特別地域を除く。）のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地から80m以内の区域
二号区域	一号区域以外の市内全域
備考	1 第一特別地域とは、工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域に接する境界から50m以内の地域をいう。 2 第二特別地域とは、工業地域（第一特別地域を除く。）及び工業専用地域のうち、第一・二種住居地域又は準住居地域、車方町・鈴身町及び豊富町の市街化調整区域、習志野市東習志野6の第一種住居地域に接する境界から50m以内の地域をいう。

(2) 振動（振動規制法及び船橋市環境保全条例）（平成15年船橋市告示第70号・71号）

一号区域	○第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域のうち指定した地域（2の表中※を参照。） ○工業地域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地から80m以内の区域
二号区域	一号区域以外の市内全域

4 規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

種類		騒音	振動	適用除外
基準	敷地の境界線での騒音 又は振動の大きさ	85デシベル 以下	75デシベル 以下	
作業時間	一号区域	7時から19時まで		(1)・(2)・(3)・(4)
	二号区域	6時から22時まで		
1日当たり の作業時間	一号区域	10時間以内		(1)・(2)
	二号区域	14時間以内		
作業期間		連続6日以内		(1)・(2)
作業日		日曜日・祝日でないこと		(1)・(2)・(3)・(4)・(5)

備考 適用除外の欄に掲げる(1)～(5)は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため行う必要がある場合
- (4) 道路法による道路の占有の許可に行うべき旨の条件が付された場合及び協議において行うべきこととされた場合並びに道路交通法による道路の使用の許可に行うべき旨の条件が付された場合及び協議において行うべきこととされた場合
- (5) 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、作業場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないために行う必要がある場合

5 届出書の記載について

1. 届出者とは発注者から直接工事を請け負った元請け人の代表者又は支店長等のことです。
2. 複数の重機を使用する場合や下請け人が複数いる場合には、届出書の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載してください。
3. 実施期間については、実際に重機を使用する期間を記載してください。
4. 防止の方法については、騒音・振動に係る対策事項を記載してください。
(低騒音型重機、防音シート、空ふかしをしない など)

6 特定建設作業の実施期間の変更について

作業の実施期間に変更があった場合には、元の届出の作業実施期間内に「特定建設作業の実施期間の変更について」を提出することにより変更することができます。

窓口届出（以下の書類を正副2部提出）	オンライン届出
<ul style="list-style-type: none"> ●届出書「特定建設作業の実施期間の変更について」（市ホームページでダウンロード） ●添付書類 ①元の届出書 or 電子届出内容確認書 ②変更後の工程表 ③変更に伴い再配布したチラシ 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請・届出システムで「特定建設作業の実施期間の変更」を検索。 ・届出書の作成不要。フォーム上で必要事項を入力/添付書類をアップロード。 